

令和4年9月26日招集

第9回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和4年第9回狭山市農業委員会総会

令和4年9月26日(月曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
 - (3) 議案第3号 狭山市農業委員会農地改良等に関する取扱要領の廃止について
- 4 報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後2時15分

本日の出席農業委員 14名

1番 浅見誠次	2番 落合房子	3番 小野田敏枝
4番 細田幸司	5番 仲川知範	6番 横田泰宏
7番 小口英吉	8番 岸進	9番 諸口秀敏
10番 平本洋章	11番 増田棟順	12番 吉田博幸
13番 渡邊隆夫	14番 増田茂	

本日の出席推進委員 0名

(本日の欠席推進委員 8名)

甲 田善徳	清水芳則	小澤俊夫	室岡英紀
奥富文典	片岡弘幸	齋藤孝史	高橋弘樹

職務のため出席した事務局職員

局長 岩田光弘 主幹 吉澤裕二

事務局 定刻となりましたので、これより第9回狭山市農業委員会総会を開催いたします。
これに先立ち、資料のご確認をお願いします。
本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・総会議案書
- ・資料1 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料2 農地法第3条、第4条、第5条の届出受理状況
- ・資料3 農地あっせん台帳

宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

なお、農地利用最適化推進委員につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、出席を求めないということで、農業委員の方のみを招集しております。

それでは、これより第9回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございました。
議事の前に、農業振興課より農業経営継続支援金について説明があります。
農業振興課より、説明をお願いします。

農業振興課 【農業経営継続支援金の説明】

事務局 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑は無いようですので、ここで、農業振興課は退席します。
ありがとうございました。
それでは、浅見会長、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第9回狭山市農業委員会総会を開催します。
始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人
を選任します。
今回は、議席番号14番 増田茂委員と3番 小野田委員にお願いします。
これより議案の審議を行います。
最初に第9回総会の概要を事務局から説明してください。

事務局 農地法第5条の申請が、入曽地区で3件、堀兼地区で1件、併せて4件です。
生産緑地に係る主たる従事者についての証明願いが、入曽地区で1件です。

議 長 それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし
ます。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

小野田 議案番号1理番号1について審査結果を報告します。
委員 申請地は狭山市大字水野字本堀830番1、地目は畑、面積は371㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農
地となっています。事業計画者は入間市在住の個人です。転用目的は住宅敷地です。
詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書
が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当
と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

小野田 議案番号1整理番号2について審査結果を報告します。

委員 申請地は狭山市大字水野字本堀830番14、地目は畑、面積は40㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市在住の個人です。転用目的は住宅の敷地拡張です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号1整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字町屋道772番12、外1筆、地目は畑、合計面積は497.05㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい

- ・インフラの整備が進んでいる　いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は所沢市在住の個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は　適
- ・緊急性は　適
- ・周辺農地への影響は　なし
- ・代替性は　適
- ・目的実現性は　適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長　説明が終わりました。
質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

渡邊委員　議案番号1整理番号4について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字青柳字矢畑195番1、地目は畑、面積は2,119㎡です。農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある　いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある　はい
- ・インフラの整備が進んでいる　はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある　いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市在住の個人です。転用目的は資材置場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は　適
- ・緊急性は　適

- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。
整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 土地の所在は、大字北入曾字中原460番1、外1筆、地目、畑、2,849㎡について相続による買取申出が出ているものとなります。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を『承認』とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、本件を『承認』します。
次に、議案第3号「狭山市農業委員会農地改良に関する取扱要領の廃止について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 【狭山市農業委員会農地改良に関する取扱要領の廃止について説明】

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を『承認』とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、「狭山市農業委員会農地改良に関する取扱要領」を廃止します。
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。

事務局 農地法第3条の3の規定による届出は4件12筆、全て地目「畑」、面積は16,263㎡、全て相続による届出で、あっせんの希望はございません。
次に農地法第4条の規定による届出は1件2筆、地目は「畑」、面積は564㎡、転用目的は長屋住宅敷地です。
農地法第5条の規定による届出は5件7筆、地目「田」が1筆、面積は311㎡、地目「畑」が6筆、面積2,558㎡、転用目的は全て住宅敷地です。
公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出は3件4筆です。
通信事業計画書について、一時転用に係る届出が6件15筆です。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
次に「農地あっせん台帳」について事務局から説明をお願いします。

事務局 【資料3「農地あっせん台帳」について説明】

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
その他について、委員から何かありますか。
無いようですので、これをもちまして、第9回狭山市農業委員会総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。